

平成19年6月22日  
東北農政局

## 農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度と技術者の募集について

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質は、『経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない』と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として、総合評価落札方式の適用を掲げています。

東北農政局では総合評価落札方式の推進と円滑な実施のために、平成18年度から「農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度」を創設し運用しています。

本制度は、総合評価落札方式に関わる技術提案の審査・支援及び農業農村整備工事品質確保技術者研修等の講師を行うことができる者を「農業農村整備事業工事の品質確保技術者」として東北農政局長が委嘱し、活用する制度です。

つきましては、本制度を運用するため「農業農村整備事業工事の品質確保技術者」として委嘱を希望される方を募集致します。

なお、募集の詳細については東北農政局のホームページに掲載いたしますので、ご覧下さい。

[HP掲載資料]

○農業農村整備事業工事の品質確保技術者に係る募集要項及び受験申請書

【問い合わせ先】(代表 022-263-1111)

東北農政局整備部設計課

芳賀(内4154)、菅野(内4452)